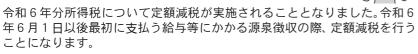


定額減税(令和6年6月~開始



貊 定 減税額 納税者と配偶者含む扶養親族 1人当たり 4万円

(所得税3万円、住民税1万円)

/ 詳しくは国税庁 特設サイト

※定額減税にあたって所得税計算時に扶養控除の対象になら ない16歳未満の扶養親族も対象になります。

●所得税:6月以降の給与や賞与の源泉徴収額から減税。 引き切れない場合、7月以降12月まで順次差し引く

●住民税:6月分は徴収せず。減税分を引いた年間税額を

7月以降の11カ月で均等徴収。



日本政策金融公庫 経営改善貸付制度





伊根町内中小企業者が、商工会経営指導を受け、商工会長の推薦を受けた方

※次のすべての条件を満たしていることが必要 ※次のすべての条件を満たしていることが必要 ①常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下) ②最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④所得税・法人税・事業税・町府民税のすべて完納している事業所 ⑤商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所 融資対象者

設備資金 資金用途 運転資金 **2,000**万円 (保証人·担保 無担保·無保証人) 融資限度額

前年及び前々年の青色決算書(白色収支 内訳書)及び申告書控 所得税、事業税の領収書又は納税証明書

ご返済期間 10年以内(据置期間:2年以内) 7年以内(据置期間:1年以内)

1.35% ※最新の利率はこちら 年 利 率 でご確認ください。 (令和6年5月1日現在)

決算後6ヶ月以上の場合は直近の試算表 必要に応じて、その他の書類を御準備 いただくこともございます。 備物 前年及び前々年の決算書及び申告書控え 決算後6ヶ月以上の場合は直近の試算表 ・法人税、事業税の領収書又は納税証明書 ※必要に応じて、その他の書類を御準備 いただくこともございます。

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。 ※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。 日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

等に対応するため、自らが作成する持続的な経営に向けた経営計 画に基づく、販路開拓等に取り組む費用の一部を補助します。



募集期間 ※京都府商工会連合会HPにてご案内しております。 卸売業・小売業 5人以下 サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 20人以下 製造業その他 20人以下 経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のため 事業内容 の事業。あるいは、販路開拓等とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための事業 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務 費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 対象経費

賃金引上げ枠 卒業枠 後継者支援枠 創業枠 通常枠 硩 型 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3 補助率 赤字事業者については3/4 補助上限 50лн | 200лн | 200лн | 200лн | 200лн インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ インボイス特例

追加申請要件等 公募要領をご確認ください。

① 経営計画書・補助事業計画書の作成

② 商工会へ事業支援計画書の作成・交付を依頼

③ 受付締め切りまでに補助金事務局へ郵送または電子申請 ⇒ 採択・交付決定 ⇒ 販路開拓等の取り組み実施 ⇒ 所定の期限までに実績報告書等の提出 事務手続 ④報告書等の確認後補助金請求・受領

商工会に対する事業支援計画書の作成・交付には一定の日数がかかります。締 め切りまでに十分な余裕をもって(できるだけ締切の1週間前までには)商工会 注章事項 へお越しください。

事業主の皆様へ

労働保険事務組合制度をご存知ですか

労働保険事務組合制度とは

労働保険(労災保険・雇用保険)には、加入手続をはじめ、保険料の申告納付や雇用保険の被保険者に関 する届出等様々な事務手続があり、事業主にとって負担となっていることが少なくありません。

そこで、事業主の事務の負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体等が、各事業 主に代わって、これらの事務を一括して処理することができるようにしたのが、労働保険事務組合制度です。

委託できる労働保険事務の範囲

労働保険の概算保険料、確定保険料等の申告及び納付事務 保険関係成立届、雇用保険事業所設置届の提出等に関する事務 労災保険の特別加入の申請等に関する事務

雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務 その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険・雇用保険の給付に関する請求等の事務は、 労働保険事務組合に委託することはできません。

委託するとこんな利点があります -

労働保険の加入手続をはじめ、保険料の申告納付等事業主の行う事 務処理が大幅に軽減されます。

労働保険料の納付を3回に分割することができます。

事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。

労働保険事務組合への事務委託の手続は

労働保険事務組合に事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務委託 書」を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。委託手数料は、 事業主で負担していただきます。



令和5年

(10月6日常

令和 6 年度雇用保険料率(^{令和5年度と})

く今和6年度の雇用保除料率>

く 17410 千1及の/底/11 体/大行千/			(作的の下段は市和3年4月~市和6年3月の雇用保険科学)		
負担者	① 労働者負担 (失業等給付・	② 事業主負担	失業等給付・	雇用保険二事業	①+② 雇用保険料率
事業の種類	育児休業給付の 保険料率のみ)		育児休業給付の 保険料率	の保険料率	准用体陕村率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ [※] 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および 特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど 働く人すべての人と雇う人のためのルールです。





お問合せ: 伊根町商工会 TEL 0772-32-0302